

## 君津郡市広域市町村圏事務組合広告掲載に関する要綱

令和2年8月24日

告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、君津郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）と民間企業等との協働を図るとともに、組合の新たな財源を確保するため、組合の広報紙を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広告掲載できる広告は、圏域住民生活に関連したものとする。ただし、次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により、風俗営業と規定されている業種及びこれに類するもの
- (2) 消費者金融及びこれに類する業種に係るもの
- (3) たばこ製品に係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの（公営競技又は当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く）
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- (6) 占い、運勢判断その他これらに類するもの
- (7) 組合の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (9) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (10) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及び暴力団員並びにこれらと関係を有している事業者
- (12) 債権取立て、示談引受けなどを行う事業者
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者

(14) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更正手続中の事業者

(15) 興信所、探偵事務所その他これらに類する事業者

2 前項に掲げるもののほか、次のいずれかに該当するものの広告は掲載しない。

(1) 公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 組合の信用又は品位を害するおそれがあるもの

(4) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(5) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの

(6) その他管理者が不相当であると認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、管理者が別に定める。

（広告の規格等）

第3条 広告の規格、広告の枠数、広告掲載の位置、広告掲載の時期及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

（広告の募集）

第4条 管理者は、組合のホームページ等により広告の募集を行うものとする。

（広告の申込み）

第5条 広告掲載を申込みしようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類等を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 広告掲載する広告の原稿案

(2) 業務内容等が分かるもの

2 同一の広告主が掲載できる広告は、1枠とする。

3 管理者は、第1項の規定により提出された申込書等を、必要に応じ第12条の規定に基づき設置された審査会において審査するものとする。また、管理者は審査により、提出された申込書等の修正を、指示することができるものとする。

4 広告主は、申込書等の修正を指示されたときは、管理者が指定する期日までに申込書等を修正し、管理者に提出するものとする。

（広告掲載の決定）

第6条 管理者は、前条に規定する申込書の提出を受けた場合は、広告掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

(広告掲載の順位)

第7条 管理者は、広告掲載が適当と認められる申込者が予定の枠数を超えたときは、次に掲げる順序に従い、広告掲載の可否を決定する。

- (1) 第1順位 圏域内に事業所等を有するもの
- (2) 第2順位 前号に掲げる以外のもの

2 前項の場合において、申込者が同順位で複数いる場合は、抽選により決定する。

(広告掲載料の納入)

第8条 第6条に規定する広告掲載決定通知書を受けた広告主は、管理者が指定する期日までに、組合が発行する納入通知書により広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告掲載料の返納)

第9条 既納の広告掲載料は、返納しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなかったときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により広告掲載料を返納するときは、当該広告掲載料の納入を受けてから返納するまでの期間に対する利息を付さないものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、管理者の管理者が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 広告主及び広告内容が、第2条の規定に該当することとなったとき。
- (3) その他管理者が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告の内容その他の広告掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載された広告に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じた場合は、広告主の責任及び負担により解決するものとする。

3 広告原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

4 広告主は、第6条の規定により受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

5 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

(広告審査会)

第12条 広告掲載に関する事項を審査するため、君津郡市広域市町村圏事務組合広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

(1) 広告原稿の審査に関すること。

(2) 広告の掲載に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項

3 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

4 審査会の委員長は、総務課長の職にある者をもって充てる。

5 審査会の委員は、企画財政課長、児童発達支援センター所長及び総務課長補佐の職にある者をもって充てる。

6 委員長に事故があるとき、又委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

7 委員長は、第5項に定める委員のほか、広告原稿の審査する内容に関連する職員を、臨時の委員として加えることができる。

(会議)

第13条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 審査会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、審査会の会議に付す予定の議事について、その内容から適当と認めるときは、会議を開催せずに委員に対し書面で意見を求め、それらを勘案したうえで決定することができる。

6 委員長は、審査会の会議に付す予定の議事について、第2条第3項に規定する広告掲載に関する基準に記載の内容に基づき判断する必要のない簡易なものについては、審査会に代わり決定することができる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に広告の掲載に関する意見又は説明を求めることができる。

8 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条）

広告の規格等	内容
広告の規格	1号広告 横7.8センチメートル×縦6.9センチメートル 2号広告 横15.7センチメートル×縦6.9センチメートル
広告の枠数	2号広告1枠相当とする。
広告掲載の位置	原則として最終ページの下段とする。
広告掲載の時期	毎年11月
広告掲載料	1号広告1枠あたり1回10,000円